

平成24年第2回葛巻町議会定例会会議録（第6号）目次

平成24年3月16日

【開会】

【議案第1号～議案第16号審査結果報告・討論・採決】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

- 日程第1 議案第1号 平成24年度葛巻町一般会計予算
- 日程第2 議案第2号 平成24年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第3 議案第3号 平成24年度葛巻町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第4 議案第4号 平成24年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第5 議案第5号 平成24年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第6 議案第6号 平成24年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算
- 日程第7 議案第7号 平成23年度葛巻町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第8 議案第8号 平成23年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第3号）
- 日程第9 議案第9号 平成23年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第10号 平成23年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第2号）
- 日程第11 議案第11号 平成23年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第2号）
- 日程第12 議案第12号 平成23年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算
（第2号）
- 日程第13 議案第13号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第14号 スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第15号 葛巻町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第16号 企業立地促進条例の一部を改正する条例

【議案第17号】・・ 9

- 日程第17 議案第17号 葛巻小学校屋内プール整備工事の請負契約の締結に関し
議決を求めることについて

【閉会中継続審査（調査）の件】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

- 日程第18 議会運営委員会閉会中継続審査の件について
- 日程第19 輝くふるさと常任委員会閉会中継続調査の件について
- 日程第20 広報発行常任委員会閉会中継続調査の件について

【議員派遣の件】・・ 17

- 日程第21 議員派遣の件について

平成24年第2回葛巻町議会定例会会議録 第6号 (本会議)

告示年月日	平成24年2月10日(金)					
招集年月日	平成24年3月7日(水)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成24年3月7日～平成24年3月16日 10日間					
会議の月日	平成24年3月16日(金) 開会13時30分 閉会14時31分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6	橋場 清廣	○
	2	鈴木 満	○	7	鳩岡 明男	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	高宮 一明	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	4番	小谷地 喜代治	8番	辰柳 敬一		
会議の書記	議会事務局長	阿部 実	議会事務局			

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	荒谷 重
	副町長	觸澤 義美	建設水道課長	遠藤 彰範
	教育長	村木 登	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	監査委員	馬 渕 文雄	病院事務局長	
	総務企画課長	村中 英治	農業委員会事務局長	丹内 勉
	住民会計課長	和野 一男	総務企画課総合政策室長	深澤口 和則
健康福祉課長	野表 壽樹	総務企画課財政係長	大久保 栄作	

(開会時刻 13時30分)

議長 (中崎和久君)

あいさつをします。ご苦勞様です。

これから今日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

今日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおります。

これから今日の議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号、平成24年度葛巻町一般会計予算から、日程第16、議案第16号、企業立地促進条例の一部を改正する条例までの16議案について、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しておりましたので、輝くふるさと常任委員長の審査報告を求めます。輝くふるさと常任委員長、鈴木満君。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

輝くふるさと常任委員会の審査結果について報告します。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、葛巻町議会会議規則第77条の規定により報告します。

配付しております、輝くふるさと常任委員会審査報告書をご覧いただきたいと思えます。

議案第1号、平成24年度葛巻町一般会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第2号、平成24年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第3号、平成24年度葛巻町簡易水道事業特別会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第4号、平成24年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第5号、平成24年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第6号、平成24年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第7号、平成23年度葛巻町一般会計補正予算(第6号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第8号、平成23年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第9号、平成23年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第10号、平成23年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第11号、平成23年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第12号、平成23年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第13号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第14号、スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第15号、葛巻町課設置条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成多数をもって原案可決。

議案第16号、企業立地促進条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

輝くふるさと常任委員会では、以上のとおり決定したので報告します。

平成24年3月16日、議長、中崎和久殿。輝くふるさと常任委員会委員長、鈴木満。

議長(中崎和久君)

輝くふるさと常任委員長の審査報告が終わりました。

お手元にお配りしております、輝くふるさと常任委員会審査報告書をご覧願います。お諮りします。

議案第1号から議案第16号までの16案は、輝くふるさと常任委員会で質疑を終わっていますので、質疑を省略し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

お諮りします。

日程第1、議案第1号から、日程第6、議案第6号までの6件について一括討論を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより議案第1号から議案第6号まで一括討論を行います。

最初に反対討論から許します。

次に賛成討論を許します。

4番、小谷地喜代治君。

4番(小谷地喜代治君)

私は、議案第1号、平成24年度葛巻町一般会計歳入歳出予算及び5件の特別会計予算について、先ほどの輝くふるさと常任委員長の報告のとおり決することに賛成の立場で討論いたします。

10,000人を超える犠牲者を出し、戦後最悪の災害となった東日本大震災発生から1

年、多くの自治体は新たなまちづくりに向けて動き出しておりますが、未だに約3,200人が行方不明のままで、現在も搜索活動が続けられております。大地震、大津波、そして原発事故に放射能汚染と、日本全体が大きな悲しみと不安の1年でありました。

このような状況の中、町長就任2期目の初めての年間予算となる24年度当初予算については、安心して暮らせるまちづくりを主眼に編成されたとのことですが、各分野において町民のさまざまな不安を着実に解消していく内容となっているものであります。

まず、地域の防災拠点となる公共施設への太陽光設備の設置や携帯電話の不感地域ゼロを目指した取り組みなど、安心な町実現に向けた事業が、積極的に予算化されたところであります。

町民が安心して保険、医療を受けられるための対策として、厳しい財政状況にある国保会計の運営確保のための一般会計からの支援を行うとともに、病院会計に対しては累積欠損金解消に向けた経営安定化対策費が引き続き措置され、地域医療確保に最大限の努力がされております。

人口減少対策として、定住促進奨励金、新婚ライフサポート金などの支援に加え、新たに定住促進住宅の整備が盛り込まれ、若者のニーズに対応した対策が講じられております。

子育て支援については、中学生まで対象を拡大した医療費助成の実施、各種予防接種費用の助成の充実、5歳児を対象とした保育料の無料化の継続など、子育て家庭への経済的負担を軽減するための対策が講じられております。

基幹産業の農林業の振興については、自給粗飼料生産拡大モデル事業に加え、草地畜産基盤整備事業による草地造成や草地改良整備を進め、良質な粗飼料生産と足腰の強い畜産経営の確立に努めております。

搾乳牛の減少に対応するための乳用牛、初任牛導入促進対策に加え、雌雄判別精液による優良後継牛確保対策事業、黒毛和種繁殖雌牛改良対策事業を新たに実施するなど、厳しい経営状況が続く農家の支援策を講じられております。

商工業の振興については、住宅リフォーム事業の継続による地域経済への波及効果が期待されるとともに、中心市街地活性化事業への継続支援のほか、街路灯のLED化、まちなか再整備の具体化に向けた取り組みが盛り込まれております。

教育面では、特別支援教育支援員の増員や、児童、生徒の遠距離通学補助費と準要保護就学助成金を拡充するとともに、引き続き葛巻高校存続、発展のための支援策が講じられております。

有事の際の防災拠点ともなる社会体育館については、耐震診断事業が実施され、町民が安心して利用できる受入態勢の確立が期待されます。

生活環境対策では、ごみの減量化と再資源化の取り組みを進めるため、生ごみを分別収集し、畜ふんバイオガスプラントで資源として活用するための経費が盛り込まれております。

さらには、町民を対象とした新エネルギー導入助成に企業連携分を追加し、エコ活動の取り組みにも助成するエコ・エネ総合対策事業を創設するなど、より充実した環境対策の内容となっております。

東日本大震災の被災者支援については、被災地生徒等の受け入れを拡充するとともに、新たに被災者の住宅再建や被災地支援団体活動助成など、被災地に対する総合的な支援策が見込まれております。

また、老朽化が進む葛巻病院の改築に向けた整備計画並びに長年の課題でありました江川簡易水道整備事業の基本設計策定の着手など、重点施策がスタートする予算となっております。

さらに、これから特定施策を推進する窓口として、機構改革により新たな課を設け、よりスピーディーな組織横断的な推進体制づくりを行ったことは、特定施策の推進にかける姿勢の表れと評価するものであります。

以上、厳しい財政状況ではありますが、町民の皆様が安心して暮らせるまちづくりに重点を置いた予算を編成しており、日々の生活で感じているさまざまな不安を一つひとつ解消していき、本当の意味での豊かさや幸せにつながるものと期待するところであります。

特別会計については、予算の目的、趣旨に沿った予算編成がされておりますが、各会計とも歳入面において厳しい財政状況にあることから、経営には細心の注意を払い、経営健全化にさらに努力することを望みます。

以上のことから、冒頭に申し上げましたとおり、各会計の予算案に賛成であります。議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、私の賛成討論を終わります。

議長（中崎和久君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。日程第1、議案第1号、平成24年度葛巻町一般会計予算について、委員長の報告は賛成全員をもって原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第2、議案第2号、平成24年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、委員長の報告は賛成全員をもって原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第3、議案第3号、平成24年度葛巻町簡易水道事業特別会計予算について、委員長の報告は賛成全員をもって原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第4、議案第4号、平成24年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算について、委員長の報告は賛成全員をもって原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第5、議案第5号、平成24年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算について、委員長の報告は賛成全員をもって原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第6、議案第6号、平成24年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算について、委員長の報告は賛成全員をもって原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第7、議案第7号、平成23年度葛巻町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。委員長の報告は賛成全員をもって原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第8、議案第8号、平成23年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。委員長の報告は賛成全員をもって原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第9、議案第9号、平成23年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。委員長の報告は賛成全員をもって原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第10、議案第10号、平成23年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。委員長の報告は賛成全員をもって原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第11、議案第11号、平成23年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。委員長の報告は賛成全員をもって原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第12、議案第12号、平成23年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。委員長の報告は賛成全員をもって原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第13、議案第13号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。この採決は起立によって行います。委員長の報告は賛成全員をもって原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第14、議案第14号、スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。この採決は起立によって行います。委員長の報告は賛成全員をもって原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第15、議案第15号、葛巻町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。1番、柴田勇雄君。

1番(柴田勇雄君)

今次定例会に町長から提出されております、葛巻町課設置条例の一部を改正する条例案に対し、私は次の理由から反対するものです。

この条例改正案は、現在総務企画課、住民会計課、健康福祉課、農林環境エネルギー

課、建設水道課の5課制を採っていたものに、新たに政策秘書課という課を一つ増やそうとする内容です。

一つ目に、一般行政職員を大幅削減しているさなか、総務管理部門だけ総務企画課と政策秘書課の二つの課を設置することは、行政のスリム化、人件費の見直しや身の丈に合った行政推進に逆行し、今進めている第5次行政改革大綱に背いていることとなります。

二つ目に、新設予定の政策秘書課は、国や県レベルでは考えられますが、人口7,000人規模の小さな町では、設置しているところは全国のごく僅かと思われます。私の調査によりますと、県内21町村中、政策推進課、特定課題対策課の名称は3町村程度見受けられますが、ちなみに秘書の名称が入っている課は、県内全市町村には全くありません。

三つ目に、政策秘書課の分掌事務も2項目のみで少なく、また、委員会質疑の中で、配置予定人員は4人との答弁でしたが、これでは、あまりにも少人数で課の体制をなさないと考えます。

四つ目に、政策秘書課の担当特定政策は、一つに病院改築、二つにまちなか活性化、三つとして江川簡水ということですが、通常政策を担当する総務企画課、建設水道課、病院等現行の課とのすみ分けは当局の答弁でも明確ではありませんでした。単に上屋を重ねる行政の二重構造が懸念されます。課長を含め4人体制となれば、この3事業に1人1事業の担当制を採ったと仮定した場合、スピード感を持って対応できる体制にはなり得ないと考えます。

五つ目に、新設の政策秘書課は、町長の足下だけをしっかりと固めるための課設置となる印象を強く受けます。この政策秘書課新設に当たって、事前に十分な内部協議がなされたのでしょうか。町長に特に選ばれた職員だけが配置され、町長権限指令直轄課となることにより、そこですべてが処理決定されていくことに強い懸念もぬぐい去ることができません。

以上のことから、この条例改正に反対するものですが、どうぞ議員各位にはご賛同を賜りたく、よろしくお願い申し上げ、私の反対討論といたします。

議長（中崎和久君）

ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。この採決は起立によって行います。委員長報告は賛成多数をもって原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第16、議案第16号、企業立地促進条例の一部を改正する条例を議題としま

す。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。この採決は起立によって行います。委員長の報告は賛成全員をもって原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第17、議案第17号、葛巻小学校屋内プール整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務企画課長。

総務企画課長 (村中英治君)

(別添議案書説明)

議長 (中崎和久君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。6番、橋場清廣君。

6番 (橋場清廣君)

23年度の当初予算にありながら、なかなか出てこないということで、いろいろと、これまで指摘をさせていただいたわけです。これが実際には、その回答があったのは、いわゆる我々の改選後1月になってからでありました。震災等によるさまざまな予算の影響みたいな、そんなお話があったわけですけども、今日追加提案された。非常に驚きました、私は。

これまで大きいこういった事業、あるいは待ちに待った事業に関しては全員協議会等でじっくりとですね、事前に施設の利用期間、あるいは太陽熱を利用できるのかどうか、あるいは外壁は何なのか、色は何なのか、プールの色は何なのか、あるいはポンプ室もあるけども、ボイラーの環境型のそういった工夫はできないのかとか、いろいろ青写真を巡って議論をする、そういう機会が当然あると私は思っていたのであります、実は。自分だけそう思ったかもしれませんが。それが今ここにきて、しかも平米数、木造平屋建ての2階建て、あとは平米数だけ、あとはお目通しというふうな説明でした。これではですね、待ちに待った大事業、そして、延び延びの事業、ちょっと表現が適切かどうか分かりませんが、曰わく付きの事業ですよ。繰り越してやるのでしょうか、立派なものを完成させていただくのでしょうか、もうちょっと説明の時間があってよろしいのではないのでしょうか、いかがでしょうか、これ、町長、副町長、いかがですか。

議長（中崎和久君）

教育長。

教育長（村木登君）

今橋場議員からのご指摘、質問ございましたけども、先ほどのお話にもありましたように、国の交付を待っていたところでもございまして、第1次補正、2次、3次補正、ようやく、それで目途が付いたというようなこともございましてですね、大変議会で予算も付けていただき、町民、あるいは児童、生徒も待ち望んでおったプールだったわけでもございまして、交付が決定してから、いろいろ詳しく内部でやろうという、そして計画を作って提案しようというようなことで、ずっと暮れまでかかっておったという事情がございました。こういうことにつきまして、議会の皆さん、あるいは町民の皆さんに遅れていますというような説明をしてこなかったことにつきましては大変、本当に申し訳なく、ご心配かけたなと思って、お詫びを申し上げたいと思います。

なお、この詳しい中身等につきまして、今内部でもいろいろ検討していますけども、色とかですね、あるいは屋根の形とか、そういうことについては、おおよそ、ものができ上がっておりまして、解体後にさらにまた詰めをしながら、約140日の工期でございまして、その期間につくり上げて、8月末、9月には、屋内ですので、そこで水泳の指導ができるようにということで、工期も定まっております。屋内プールでございまして、2学期には使えるだろうと、そう期待しているところでございます。いろいろな面で、これからもご指導賜りながら、より使いやすいものにしていけるようにしたいなと思っておりますので、よろしくご理解のほど賜りたいと思っております。

議長（中崎和久君）

橋場清廣君。

6番（橋場清廣君）

やはり、まだ見えませんよね。どんな、これで、このお目通しをということで、これを見てですね、どんなイメージを持たれるのでしょうか。ちょっと、非常に今の説明で本当に十分なののでしょうか、私はちょっと疑問ですね、これ。青写真が当然あって、それを示していただいて、そして、これでいいのか何回も議論しながらですね、今までやってきているわけですよ、こういう類いの事業に関しては。それが、時間がないから、すぐ慌ててですね、こういうふうにご提案をして、そして、実際は工期を延長して、いわゆる使えるようにもするという、もう本当に突貫工事、いわゆる行政サイドのそういう、建設業者ではなくて、行政サイドの突貫工事のような気がします、言い方を変えれば。これではですね、また何か落ち度があったらどうなのか、いろいろ心配されますね。もう少し時間をとって、例えば時間がなければ今日でもいいですよ、今でもいいですよ、暫時休憩をいただいてですね、もう少し詳しく説明いただけませんか。ちょっとイメージ全然沸きません。

議長（中崎和久君）

教育長。

教育長（村木登君）

これまでですね、プール建設に当たっての委員会を立ち上げまして、県内各プールの施設を見て回って、あるいは、この温水の場合にはどういう燃料といいますか、ペレットとか、あるいは重油とか、どういうのがあるのか。あるいは、その建物等をですね、ずっとそこで検討をしてまいりました。1年以上かけてやってきたところでございます。

あるいは、今2階建てという話もしましたが、ミーティングをしながら、あるいはそこで、日曜日にプールに来たときに、保護者がそこから子どもたちとか、あるいは泳いでいる様子を見られるようなということ、そういった部分もですね、いろいろ話し合っ、内部で、検討委員会で話し合ってきたところでございます。そういう経緯がございましたので、先ほど、それは触れませんでしたので、なんか時間がない中でこれということですけども、その後もですね、窓の大きさとか、あるいは開けた場合に虫が入らないためには網をどうするかとか、あるいは湿気の状態とか、天井の場合とか、あるいは息抜きといいますか、換気の問題をどうするかとか、あるいは積雪地帯ですから、屋根に雪がたまった場合のこととかですね、そういった、さまざまについて、ずっと内部で検討しておったということも、併せてお知らせ申し上げたいと思います。

議長（中崎和久君）

橋場清廣君。

6番（橋場清廣君）

1年近くかけて、いろいろ視察もしながら検討してきた、その内容が見えないですね、してきたというだけで。これは、ちょっと、町長、副町長いかがですか。少し時間を、議長の配慮もなければできないわけですけども、もう少し時間をここでとって、詳しくですね、このプールの概要について説明いただけませんか。議長いかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

遅れてきましたことにつきましては、先ほど教育長からお詫びを申し上げましたが、それ以上のことは何とも、本当に申し訳なく思っております。

今現在そのプールの内容について、もう少し詳しくというふうなことで受け止めさせていただきまして、少し内容を説明させていただければ大変ありがたいと思っております。

まずひとつは、プールの概要、温水プールということで、高学年、低学年用、3分割をするというふうに考えております。ひとつは面積につきましては、水面積400平方メートル、あるいは屋内プールにするための上屋の面積600平方メートル、約1,000平方

メートル、これが補助対象面積というふうになりますので、それを基に考えておりました、水面積は325平方メートルになります。その中で、高学年用を4コース、さらには低学年用を20メートルの4メートルと、それから幼児用の3分割で考えております。

それから、プールの本体につきましては、ステンレスプール、これまではFRP、強化プラスチック製のものがほとんどですが、どうしても廃棄をする際、取り壊しをする際に廃棄物の処理が非常に困難になるということから、ステンレスの材料を用いております。さらに、同じステンレスではあるのですが、PVCというポリ塩化ビニールで塗装をかけたもので、半永久的に塗装しなくても大丈夫、水あかが付かないような、そういったものを考えております。

それから、上屋については大断面構造材ということで集成材を用いるということ。

それから、暖房につきましては、本町で推進するペレットボイラー、バックアップ体制をとると、ややもすると点検等がありますので、そういった場合のバックアップ体制としては灯油ボイラーも用いるというふうに考えております。

なお、外観等につきましては、23年度体育館を完成いたしましたでしたが、一体的な景観が図られるようなものに考えております。

併せまして、場所につきましては、現在のものを取り壊しながら、少し取り壊したあとの状況を見て、現在葛巻小学校の屋外運動場はさまざまなイベントに使われておりますので、そういったことも考慮しながら、ほぼ現在のところになろうかと思いますが、そこを取り壊した中で、建設場所を検討するというふうな内容で考えております。

すべてが、まだ説明し尽くされてはいないかと思いますが、そういった内容を検討してまいりました。なんとか24年度の需要期に間に合わせたいということを進めてまいりましたので、そういった部分もご理解をいただきながら、どうかよろしくお願いを申し上げます。

議長（中崎和久君）

橋場清廣君。

6番（橋場清廣君）

町長、副町長、いわゆる小出しにしているという表現がよくありますけども、あらゆる現在保有している情報、それを、きちっとすべて出すということ。そして、しかも言葉だけではなくて、今最近文章でいろいろと事前に提案する際に参考資料として出していただいております。これは非常に分かりやすい。こういったものこそ、今お話があったようなものは、もっと文章、あるいは絵にするとか、もっとできるはずですよ、事前に。何も質問の都度答弁しなくてもいいわけです。最初から1年もかけてやってきたわけですから、すべての情報を提供して、そして、これでどうですかという、これが本来の方法ではないでしょうか。その都度新たな答弁がくるというのはおかしいですよ。私今聞きましたので、ある程度、もうそれ以上は多分ないかもしれません。いずれ、この次は第2段階として工期延長をして進めていくと、これについては、そのようにすべてしっかりとやっていただきたいということですけども、これは過ぎた話になりますけ

ども、この提案の仕方というものを、もうちょっと気配りをして、しっかりと情報提供をして提案するという方法、これは強く望みたいと思います。終わります。

議長（中崎和久君）

ほかに。1番、柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

今橋場議員の方からお話ありましたとおりですね、今のような提案の仕方では、私は納得できないですね。やはり、この3月の定例会でも、14日に入札をかけたようでございますけれども、今定例会にかけるとか、そういうふうな、もう全く分からないまま、今日ここにきた時点で初めてこのような提案がなされるというふうなことで、本会議では3回しか質問できないのですよ、我々は。もう少し詳しく知りたい場合には、やはり委員会とか、そういうふうなところで十分な審議を経たうえでやらなければ、私はダメではないのかなど。

それで、先ほどの教育長の答弁でも、少し教育委員会の側の主張ばかりしゃべっているのではないですか。議会には、今まで何をやっているのですか。ひとつも説明がないのではないですか。プール建設委員会を立ち上げて、協議をしたことも報告ありましたか。ないのではないですか。そういうふうなのを今出して、今決めなさいといったような感じになるのではないですか。そういうふうな、やはり決め方ということはないのではないですか。これまでの経緯だって、いわゆる我々の任期が切れる際にも何も一言もなくて、これが、これまできたのではないですか。そういうことを踏まえたら、もう少し事前にですね、こういったようなものはこうなりますとか、あらかじめこういったようなものについてはやらなければ、私は理解は得られないのではないかと思います。どうですか、教育長、もう1回。

議長（中崎和久君）

教育長。

教育長（村木登君）

先ほども、そういう点でのお詫びを申し上げたところでございますけども、内部での検討のみに終わってきたということについては大変、本当に改めて申し訳なかったと思いますし、議員の皆様方にそういった経緯等について、もっと説明しておけばよかったという反省も今しているところでございます。

ということで、今後のことのみを今内部でも検討しているところでございますが、今後ともさまざまな件につきましてですね、議会に報告すべきはし、そしてまた、ご指導賜る部分につきましてはご指導いただきながら、いろいろ詰めをしながらやっていきたいと思いますので、よろしくご理解賜りたいなと思います。

これまでの分については、本当に皆さんに大変なるご心配おかけしたというふうに、改めましてお詫び申し上げたいと思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

まず、本当にこういったような大事業ですよ。そして、しかも繰り越して、繰越明許が多分次の議会には出てくるでしょう。そういったような、もう先が見えた議案でもございますけども、そういったような部分については、もう少し周到な提案の仕方をぜひ考えてもらいたいと、このように思っております。

それで、これは飽くまでも小学校の屋内プールでございますが、一般に開放するようなプール、どのように考えているでしょうか。一般のスポーツ振興のうえで、こういったような考え方で教育委員会では考えておられるのか、そういったようなこと。それから、確かに8月末に完成したいというようなことを申し上げているようですが、本当に8月まで大丈夫なのか。

それからまた、先ほどの質問の中で、答弁の中で聞いておりますと、まだはっきり固まっていない部分もあるような感じがするのですよね。そういったような部分はどのようなのでしょうか。はっきりしない部分を、今我々にこれを議決しなさいというようなことを求めているのですか、どうですか。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

今何点かご指摘ございました。

まず1点、一般への開放ということにつきましては、体育館もそうでございます。学校施設全体が地域開放型ということで、学校で使う時間というのは、1学年10時間から12時間くらい、1シーズン、体育のうちの水泳の時間に使うというのは、そういった時間になりますので、より効果的に利用する意味で開放型、広く町民の皆さんから使っていただけるようなものに、内容にしたいというふうに考えております。

工期につきましては、それぞれ請け負った業者、これから工事の管理業務の委託もしますが、そういった業者任せにしないで、しっかりと内部での、あるいは事業担当課、あるいは工事の担当課と連絡を取りながら、工期内に終われるように最大限努力をするとか申し上げようがないのかなというふうに思います。

それから、決まっていないというのは、先ほど私が建設場所のこと、ご指摘だろうと思いますが、少し校舎の取り付けであったりする関係から、多少はずれるかもしれませんが、基本的には現在の施設を取り壊した跡地で考えておりますので、多少のずれはあるかもしれませんが、現状の場所にとということで、もう、それはほぼ決定しているものというふうに考えております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

温水プールの概要がここに載っておりますけども、例えば完成した暁には、この使用期間はどのような形に考えておられるのかですね、多分早めに開設して遅めまでできるプールのような感じがいたしますが、そのあたりも全く見えておりません。そういったようなところは、どのようにお考えでしょうか。

あと、学校のプールですから、ほかの学校等の共同使用等々、そういったようなことが全くまだ見えておりません。そういったような部分はどのようなのでしょうか。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

利用期間のご質問でございますが、ペレットボイラーあるいはバックアップ灯油ボイラーを用いるということになりますけれども、当然本町の場合自然環境に優しくというふうな観点もあります。確かに冬場、寒中、言葉はあれですが、寒中であってもボイラーを回せば、それは温水プールにはなりますが、そういった燃料を使ってまでやるのがどうかというふうなことも少し考えておまして、これまでの考え方としましては、5月から12月を目途に考えているところでございます。

それから、他の学校との関係ということでございますが、現在吉ヶ沢小学校、それから小屋瀬農村センターにありますプールは小屋瀬小、中学校が利用しております。あと江川小学校、それから五日市小学校はそれぞれプールがございまして、それぞれ今現在は、葛巻中学校もそうですが、使っております。今後の整備計画には、まだまだ少し議論しなければならないかもしれませんが、他の学校で万が一何かで使えない場合には、当然葛巻小学校のプールを使うというふうなことも考えておりますけれども、現状ではそれぞれの学校のプールがあります。でも、どうしても冬場、冬場といいますか、秋から冬場にかけて何か行事、イベントをやりたいというふうになれば、利用することは可能であろうかなというふうに考えております。

議長（中崎和久君）

よろしいですか。柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

ありがとうございます。今4回目なのですよね。こういうふうなものも、本当はきっちり議論したうえで採決していただければいいのですが、今1回の配慮をいただいたのですが、こういったような熱源ですね、温水プール等ですね、こういったようなことはどのようなものを使用するのか。これまで、いろいろ情報とすれば聞いてきたわけです

が、その辺のところも見えてこないというふうなことで、この温水プールというふうな形になりますと、その維持費等々についても、普通のプールとは大分違ってくるのではないかなと思います。そういったような熱源とかですね、かかる費用、管理費、そういったような部分については、どのような考えでしょうか。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

熱源につきましては、主がペレットボイラー、ペレットボイラーにつきましては、時間あたり 250,000 キロカロリーのものを考えて、その内容になっておりますし、バックアップとして灯油ボイラーも併設をいたします。夏場はあまり燭をする必要もないかもしれませんが、秋口になると、頻度によりますが、20,000 円くらいの経費が増加するのかなというふうに思っております。ペレットの購入費等が、そういった必要が出てくるのかなというふうに思っております。

議長（中崎和久君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第 17 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 17 号、葛巻小学校屋内プール整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

次に日程第 18、議会運営委員会閉会中継続審査申出書の件についてを議題とします。議会運営委員長から、葛巻町議会会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しております、閉会中継続審査の申出書が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会閉会中の継続審査の件は、本申出書のとおり、なお継続審査とすることに決定しました。

次に日程第 19、輝くふるさと常任委員会閉会中継続調査申出書の件についてを議題とします。

輝くふるさと常任委員長から、葛巻町議会会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しております、閉会中継続調査の申出書が提出されております。

お諮りします。

輝くふるさと常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、輝くふるさと常任委員会閉会中の継続調査の件は、本申出書のとおり、なお継続調査とすることに決定しました。

次に日程第 20、広報発行常任委員会閉会中継続調査申出書の件についてを議題とします。

広報発行常任委員長から、葛巻町議会会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しております、閉会中継続調査の申出書が提出されております。

お諮りします。

広報発行常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、広報発行常任委員会閉会中の継続調査の件は、本申出書のとおり、なお継続調査とすることに決定しました。

次に日程第 21、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しております議員派遣の件をご覧ください。

葛巻町議会会議規則第 120 条第 1 項の規定により、議員派遣の件に記載されているとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については記載のとおり派遣することに決定しました。

以上で今日の議事日程はすべて終了し、本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。

これで今日の会議を閉じます。

平成 24 年第 2 回葛巻町議会定例会を閉会します。ご苦勞様でした。

(閉会時刻 14 時 31 分)